

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 19 日

薩摩川内市長 田中良二

薩摩川内市条例第36号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年薩摩川内市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年薩摩川内市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年薩摩川内市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。